

森林・林業・木材産業に関する国の施策の概要

森林・林業・木材産業に関する国の施策は、森林の整備、保全の他、林業や木材産業を対象。
その手法は、予算措置、金融措置、税制措置、地財措置と多様。

森 林 の 整 備

- 造 林 (新植 33千ha、下刈 296千ha、間伐 294千ha)
- 林 道 (開設 1,208km、舗装 1,309km、改良 4,118ヶ所)
- 治 山 (森林整備 8 万ha、治山施設 約9,000ヶ所)

造林関連事業
予算措置 1,009億円)
金融措置 376億円)

林道関連事業
予算措置 1,025億円)
金融措置 2億円)

治山事業
予算措置 1,874億円)

森林の保全・管理

- 森林病虫害防除
- 森林パトロール
- 境界管理、標識設置
- 防火対策 等

森林病虫害等保全管理
保安林等保全管理
〔予算措置 43億円〕

林業・木材産業の振興

- 林業の振興
 - ・担い手の育成 (森林組合 1,254、林業従事者 7万人)
 - ・機械化の推進
 - ・林業技術の普及 指導
- 木材の供給体制の整備
 - ・乾燥材の供給体制に対する緊急整備
 - ・木材の利活用と木材産業の体質強化

林業・木材産業振興
予算措置 362億円)
金融措置 1,024億円)

森林・林業・木材産業に対する国の施策

注1：予算は平成12年度当初予算、金融は平成11年度貸付額。注2：事業実績等は平成11年度の数値。注3：数値は国有林と民有林の合計。
注4：国有林野事業においては、国有林の約8割を占める公益林の管理に必要な経費について一般会計から繰入れ(249億円)。注5：林道の実績には林構林道を含む。